

事務連絡  
平成21年12月28日

地方厚生（支）局医療指導課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

標記については、本日、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（平成21年厚生労働省告示第507号）が公布され、平成22年1月1日から適用されることとされたことに伴い、「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」（平成20年3月5日事務連絡）を次のように改正し、平成22年1月1日から適用することとしたのでお知らせいたします。

記

別表Ⅱ区分057の(1)の③中「ライナー」を「ライナー（Ⅰ）」に改める。

別表Ⅱ区分057の(1)の次に次のように加える。

④ ライナー（Ⅱ）

B0020570104

別表Ⅱ区分058の(3)の次に次のように加える。

③ 膝蓋骨置換用材料（Ⅲ）

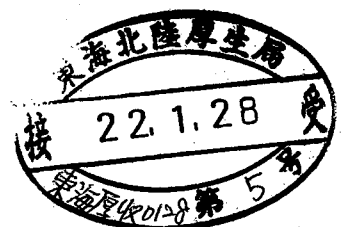
B0020580303

④ 膝蓋骨置換用材料（Ⅳ）

B0020580304

別表Ⅱ区分058の(4)中「インサート」を「インサート（Ⅰ）」に改める。

別表Ⅱ区分058の次に次のように加える。



(5) インサート (Ⅱ)

B00205805

別表Ⅱ区分133の(3)の④を下記のとおり改める。

④ 大動脈用ステントグラフト用

ア 血流遮断型 (胸部及び腹部用)

B00213303041

イ 血流非遮断型 (胸部用)

B00213303042

別表Ⅱ区分133の(11)の①の次に次のように加える。

オ 特殊型

B00213311015